

汗瑞能振の訓

鈴木武晴

冬こもり 春ざり来れば 朝には 白露置き 夕には 霞たな
びく 汗瑞能振 木末が下に うぐひす鳴くも (三二二一)
右は、卷十三巻頭を飾る長歌である。一首の真中に対句一つを挟み込んだ形の歌で、初めの二句「冬こもり春ざり来れば」に末尾の「汗瑞能振木末が下にうぐひす鳴くも」を連ねると、短歌形式となり(『総釈』、窪田『評釈』)、一首の重心が末三句に置かれていることが知られる。

しかし、末三句の最初の句「汗瑞能振」がまだ定訓を得ていないため、歌の情景が鮮明でない。それで以下、「汗瑞能振」の訓について小見を述べてみたい。

まず、問題の句の表記を検すると、写本によって次のような揺れが見られる。

- 1 天、元、西、紀、温、矢、京 } a 汗瑞能振
b 汗瑞能振
- 2 類 | 汗瑞能振
- 3 宮、細、版本 | 汗瑞能振

2 は類聚古集、3 は神宮文庫本(『校本万葉集十五』に拠る)・細井本(『校本万葉集七』に拠る)・版本、1 は天治本から京大本に至

る写本の表記である。1については、第一字目をaのように「汗」と捉えるのが一般であるのに対し、bのように「汗」とする説も提出されている(小島憲之「万葉集歌の訓詁をめぐって」国文学解釈と鑑賞第二二巻第十号、『万葉集注釈』、『古典全集』、『古典集成』等)。しかし、明らかに「汗」と認められる写本は、管見の及ぶ限り、元暦校本のみである。そして、それすらも、「汗」のもう一つの用例である9・一七五三の、文脈上「汗」と認められる箇所が、西本願寺本・紀州本では「汗」となっていることを考慮するならば、もともと「汗」であったものが、下の文字への筆勢によって、撥が加えられたと見るのが妥当であろう(3の神宮文庫本の表記も、勉強社複製本を見ると「汗」となっているが、同様に考え、『校本万葉集』編者の判断が正しいと思われる)。すなわち、天治本以下京大本に至る写本の元来の表記は、「汗瑞能振」であったと考えられる。右のように、天治本以下七つに及ぶ写本が一致して「汗瑞能振」の本文を持っている以上、訓を定める場合に拠るべき表記は、「汗瑞能振」以外ではありえないことが知られよう。しかし、念のため、この句に対する従来の訓を表示すれば、左記十二種を数

える。

- 1 a 汗瑞能振 あめのふる (西、紀、温、矢、京)
b 汗湍能振 あめのふる (版本)
 - 2 汗湍能振 あせのふる (宮、細)
 - 3 汗湍能振 かせのふく (『代匠記』、『全釈』、『総釈』、『全註釈』、『窪田』、『評釈』、『佐佐木』、『評釈』、『古典全書』、『私注』、『古典大系』)
 - 4 汗湍能振 かぜのふる (松岡静雄『万葉集論究』)
 - 5 汗孀能 あさづまの (『童蒙抄』)
 - 6 汗微竝能 かみなみの (『万葉考』、『万葉問聞抄』、『略解』)
 - 7 御諸能夜 みもろのや (『万葉問聞抄』、『略解』)
 - 8 泊湍能夜 はつせのや (『古義』、『新考』)
 - 9 巨勢ノ山 こせのやま (折口信夫『口訳万葉集』)
 - 10 汗微能振 うめのちる (松岡静雄『日本古語大辞典』)
 - 11 a 汗知羽振 うちはぶき (小島憲之先掲論文)
b 汗陳羽振 うちはぶき (『注釈』)
 - 12 汗瑞能振 うづのふ (高橋庄次『万葉集卷十三の研究』)
- 5~11は誤写説である。うち、11は考慮に価するけれども、やはり「汗瑞能振」に拠って訓を定めるべきであろう。
- 「汗瑞能振」に拠ったものは、1 aのみである。しかし、「汗瑞」を「あめ」と訓むのでは根拠が明確でない。
- 仮に「汗瑞能振」の第一字目が「汗」でなく「汗」であるとして、12のように訓めない。
- 12は、『類聚名義抄』に「瑞ツハヒラカ」とある点に基づく。
- 。「瑞」の「ツハヒラカ」の訓は万葉集では例えば巻一・一七の

「委曲毛」のように「ツハラ・ツハラニ・ツハラカ」となっている。

。「瑞」と「委曲」の『名義抄』の訓を比較すると、瑞ツハヒラカ(法中)、委ツハヒラカニ(法下)、曲ツハヒラカニ(僧下)のようになっている。

この二点を踏まえ、

万葉には「委曲」と二字を重ねてハツハラニ^ニと訓ませているのだから、「瑞」も、『名義抄』の「ツハヒラカ」の訓は、万葉では「ツハラ」であったはずである。とすると「瑞」は、その字義を強く意識した略訓仮名ハツツとして使われていたのではないか。

と掃納されている。しかし、ツハヒラカ↓ツハラ↑ツツという論の流れには飛躍が認められる。また、「振」を「ふ」と訓むこと、集中に一例「夕羽振流」(2・131)があるけれども、一首中に対句として用いられている「朝羽振」からも知られるように、これは「ふる」の語幹「ふ」と活用語尾「る」を示したもので、集中「振」の訓は「ふら」「ふり」「ふる」「ふき」に限られるから、単独に「振」を「ふ」と訓ませることは從えない。

「汗瑞能振」に対し、神宮文庫本・細井本等の「汗湍能振」に拠ったものが、1b~4である。このうち、1b、2は問題とするに及ばず、4は集中に風が「ふる」という用法がないことから、3に吸収される。3は現在最も支持されている契沖の説である。

カセノフクト読ヘシ。汗ハ音ヲ用、湍ハ和名云。湍唐韻云。他端反、一音専、^{和名}急瀬也トアレハ、汗ト一具ニ音ノ専ヲ用トモ云ヘシ。又和訓ノ世ヲ取トモ云ヘシ。振ヲフクト読ハ、フル

ヲフクト云ハ古語ナリ。神代紀上云。故伊弉諾尊拔劍背揮ヒキテ以逃矣。此集ニ山吹ヲ多分山振ト仮字ニカケルモ此故ナリ。風モ草木ニフルヘハ、吹ト云モ振ナリ。風ノ吹ト云ハ、春風ノトカニ吹意ナリ(『代匠記』精撰本)

しかし、天治本以下七写本に見られる「瑞」に拠らず、時代的にも新しい神宮文庫本・細井本・版本の「湍」に拠ったために、この説にも疑問が持たれ、先掲のような異説を生むことになった。

契沖の試訓「カゼノフク」は、先述したように、多くの写本に見られる本文「汗瑞能振」に従うことよって、はじめて安定するのではなからうか。「汗瑞能振」の各文字の訓について検討したい。

「汗」に関して、集中の音仮名に次のような例がある。

。韻母が「汗」と同じもの

安(安良武 1・七八)

散(左散難弥乃 1・三二)

難(左散難弥乃 1・三二)

。韻母が「汗」と異なるもの

印(印南野 7・二九)

雲(雲根火 1・一三)

延(毛等母延毛 17・四〇〇六)

天(刃多天留 5・八六六)

面(麻通羅佐用續面 5・八七三)

これによって、「汗」と訓むことが可能となる。集中では「汗」の例は他に見えないが、手近に例を求めれば、『豊後国風土記』大野郡の条に「小竹鹿興」という人名があり、その訓注には「志努汗意積と謂ふ」と記されており、「汗」は荒木田久老校本と伴信友

校本に拠る)、「汗」を「カ」と訓む例を見出せる。

「汗」を音仮名として「カ」と訓む以上は、第二字目「瑞」も音仮名と考えるのが妥当であろう。

「瑞」の中国音は、『説文解字』では「是偽切」とある。また、『大広益会玉篇』には「市瑞切」、「広韻」(周祖謨『広韻校本』に拠る)には、「瑞」は「去声卷第四頁第五至志」に収められ、「睡眠是偽切」と同じ音であることが示されている。

『万葉集』の「かぜ」の仮名表記は「可是」(5・七九九等)、「加是」(15・三六一六等)であり、「ぜ」の表記は「是」に限られている。そこで、先掲の字書・韻書によってその音を見てみると、『説文解字』には「承旨切」、『大広益会玉篇』には「時紙切」、そして『広韻』では「是」は「上声卷第三紙第四旨止同用」に収められ、「承紙切」という反切が示されている。

「瑞」と「是」のこのような事情は、『篆隸万象名義』や『類聚名義抄』においても変わらない。『篆隸万象名義』には「瑞時瑞」「是時紙」とあり、『類聚名義抄』には「瑞士」「是士」とある。

「瑞」と「是」は日本語音では同じくシである。ただし、『広韻』によると、「瑞」は去声、「是」は上声となっている。中国においては、四声の違いが言葉を弁別する重要な鍵になっているので、両者が通用するというところに疑問が残る。しかし、時代は下るが、中国でも、『白氏文集』(那波本に拠る)巻第六十九「春日閑居」の第三首目に次のような例が見られる。

劳者不覚歌 歌其劳苦事

逸者不覚歌 歌其逸楽意

问我逸如何 閑居多興味

問我楽如何 閑官少憂累
又問棒厚薄 百千隨月至
又問年幾何 七十行欠二
所得皆過望 省躬良可媿
馬閑無羈絆 鶴老有祿位
設自為化工 優饒只如是
安得不歌詠 默默受天賜

これは、事・意・味・累・至・二・媿・位・是・賜が押韻で、そのうち上声紙韻の「是」以外はすべて去声となっている例である（平岡武夫「白氏文集の釈文」『東方学論集』所収）。去声の押韻の中には、「瑞」と同じ「實」の韻も含まれている（累・賜）。平岡氏は、「是」に「叶韻」という音注が付された写本も存在していることを指摘されている。このことは、上声と去声とが意図的に通用されていることを示している。「叶韻」とは、ある韻の文字が他の韻に通用されることであり、『白氏文集』にもしばしば見られ、その例は『周易』の「離卦」の「日昃之離、不鼓缶而歌」（離と歌とが叶韻）に遡ることができる（『大漢和辞典』）。

このように、唐代に去声と上声の「是」とが通じる用例がある。まして、四声に関心の薄かった日本において、同じシという音を持つ「瑞」と「是」は、極めて通じやすかったのではないか。

「是」の声母と韻母によって表わされる音を、『韻鏡』（藤堂明保・小林博『音注韻鏡校本』に拠る）によって示せば「[ʃi.e]」（内転第四開、上声）であり、それは慣用音の「[ʃe]」と音が類似している（「[ʃi.e]」は母音が脱落すると「[ʃe]」になる）。そして、「瑞」と「是」が極めて通じやすかったために、「瑞」も「是」と同じく慣用的

に「ぜ」と訓まれたのではないか（「瑞」は『韻鏡』によれば、「[ʃi.e]」という音を示し、「是」と類似している）。

「瑞」と「是」の場合と同じく、日本では音が同じであるが、中国では四声の差違がある例は他にも見られる。たとえば、「通」と「痛」は慣用音がツウである。しかし、『広韻』には「通」は上平声に、「痛」は去声に収められている（高松政雄『日本漢字音の研究』第六章、慣用音）。また、「負」と「浮」は慣用音がフである。しかし、『広韻』には「負」は上声に、「浮」は下平声に収められている。

以上の考察から、「瑞」を「ぜ」と訓むことが許されるであろう。とすれば、「瑞」は先に触れた「汗」とともに、集中たった一つしかない音仮名ということになる。しかし、集中一例しかない音仮名には次のようなものがあり、そのことについては問題はなからうと思う。

架（如^ㄅ吾等^ㄅ架^ㄅ？・一一一八）、牙（之^ㄅ牙可久尔^ㄅ・三四八九）、居（根毛^ㄅ居侶雖^ㄅ見^ㄅ九・一七二三）、後（阿^ㄅ後尼之原毛^ㄅ・三三三六）、徳（伊^ㄅ夜登^ㄅ徳能波^ㄅ尔^ㄅ・三九九二）、式（百^ㄅ式紀^ㄅ乃^ㄅ・三三三三）、旨（台^ㄅ賜^ㄅ万^ㄅ旨^ㄅ・一五九九）、数（赤^ㄅ裳^ㄅ数^ㄅ十^ㄅ引^ㄅ・一七四二）、俗（日^ㄅ乎^ㄅ可^ㄅ俗^ㄅ閨^ㄅ都^ㄅ・五・八九〇）、特（可^ㄅ奈^ㄅ之^ㄅ久^ㄅ波^ㄅ安^ㄅ礼^ㄅ特^ㄅ・四三九八）、睡（加^ㄅ座^ㄅ睡^ㄅ夜^ㄅ能^ㄅ・四三四）、府（見^ㄅ佐^ㄅ府^ㄅ下^ㄅ・一七九八）、凡（於^ㄅ凡^ㄅ尔^ㄅ見^ㄅ之^ㄅ・一三三三）、務（見^ㄅ末^ㄅ久^ㄅ知^ㄅ香^ㄅ谿^ㄅ務^ㄅ・三八五一）、味（用^ㄅ流^ㄅ能^ㄅ伊^ㄅ味^ㄅ仁^ㄅ・八〇七）、畝（情^ㄅ有^ㄅ南^ㄅ畝^ㄅ・一八）、喻（阿^ㄅ麻^ㄅ能^ㄅ見^ㄅ虚^ㄅ喻^ㄅ・八九四）

こうして、「汗」も「瑞」も、新たに万葉仮名として登録され、「汗瑞」は双方とも音仮名で「かぜ」と訓むことができるのではない

いか。

第三字目の「能」がそのままの「と訓めることは、ことさらに言及するまでもない。

以上、「汗瑞能振」の上三字が「かせの」と訓めることを述べてきた。では、第四字の「振」はどのように訓むべきであらうか。

「振」は集中たとえば「吾袖將^{わがそでをもち}振」(7・一)八五、「振起」(3・三六四)、「千早振」(11・二四一六)などのように、「ふる」「ふり」「ふる」と訓むほかに、「ふき」と訓む次のような例がある。「山振」(2・一五八等)、「打羽振」(19・四二三三)、「羽振」(19・四一四一)。「山振」は「山吹」(19・四一八六等)という表記と併用されており、「振」が「吹」と通用することは、すでに『代匠記』の指摘するとおりである(既述)。このようなことから、下の語「木末」に直接係っていくことを考慮し、ここでは「ふく」と連体形で訓むのが妥当と思われる。

こうして、「汗瑞能振」は一字も改めず、「かせのふく」と訓み解くことができよう。そして、一首は、風のそよ吹く梢の蔭で鶯が鳴いているという繊細優美な春の景となっておちつくのではあるまいか。

(本学大学院博士課程日本文学)